

8月の無料相談

※休日・祝日を除く
問合せ秘書広報課広報広聴係

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談 ・行政相談	6日(水)	午後1時30分 ~4時30分	市役所1階 第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で 秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	7日(木)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で 秘書広報課広報広聴係へ。
相続遺言等暮らしの手続 き相談	12日(火)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で 秘書広報課広報広聴係へ。
法律相談	1日(金)・13日(水) 20日(水)・27日(水)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で 秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	21日(木)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で 秘書広報課広報広聴係へ。
税務相談	28日(木)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で 秘書広報課広報広聴係へ。
少年相談	15日(金)	午前9時～ 午後4時30分		予約制、秘書広報課広報広聴 係へ。相談日以外は警視庁八 王子少年センター☎042-642 ・1677へ。
介護保険相談	毎週 火～金曜日	午前9時 ～午後4時	市役所1階 介護福祉課	介護福祉課介護保険係
子ども相談	毎週 火～土曜日	午前8時30分 ～午後5時15分	子ども家庭支援 センター(福祉 センター2階)	子どもと家庭の相談・児童虐待 に関すること。☎539-2555
消費者相談	毎週 月曜・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟 2階第2相談室	地域振興課
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会☎552-2121
金融相談	14日(木)	午後1時30分 ～3時30分	商工会館 1階相談室	商工会☎551-2927 ※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎551-1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552-2121福祉センター)、教育相談(直通☎551-7700)

※予約開始日が土・日曜、祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

年金だより

- 障害基礎年金を受けている方は7月31日までに「現況届」の提出を忘れずに!
- 20歳前の病気やケガによる障害基礎年金を受けている方
- 障害福祉年金から切り替えられた障害基礎年金を受けている方

年7月までの1年間、年金が受けられるかどうかを決定する大切な手続きです。社会保険事務所からこれらの年金を受給されている方へ届けは、8月から翌年1月2日以後に福生市に転入された方は、平成19年中の所得を証する書類を提出してください。社会保険庁では、市場化同意いただけない方や平成20年1月2日以後に福生市に転入された方は、平成19年中の所得を証する書類を提出してください。社会保険庁では、市場化に関する法律や独自の取扱い規程、本事業に係る委託契約書等で、目的外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁じるなど厳格な安全管理委託事業者には、納付督励に必要となる国民年金保険料の未納情報を提供していませんが、個人情報の保護に関する法律や独自の取扱い規程、本事業に係る委託契約書等で、目的外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁じるなど厳格な安全管理

方へ届出用紙が郵送されまので、必要事項を記入のうえ、保険年金係へ郵送または持参してください。

この年金は、本人の所得制限がありますので、前年の所得について調査をさせていただきますが、調査に

テスト事業の一環として、国民年金保険料が未納となっている方に対する電話による納付督励、また戸別訪問による納付督励及び保険料の収納業務について、民間委託を実施しています。

民間委託にあたって委託事業者は、納付督励に必要となる国民年金保険料の未納情報を提供していませんが、個人情報の保護

民間事業者の担当者が保険料をお預かりして収納する場合には、お客さまが保険料の納付書をお持ちの場合に限られています。

社会保険庁が発行した保険料の納付書をお持ちでない方から、民間事業者の担当者が現金をお預かりし、領収書を発行することはありませんのでご注意ください。

8月1日から使える高齢受給者証は、負担割合の見直しを行なったうえで、7月下旬に送付します。

8月1日から使える高齢受給者